

令和7年度民間の専門技能活用支援事業実施要領

(特非) 長野県セルフセンター協議会

1 事業の目的

障がい者就労支援事業所等（以下「事業所」という。）の工賃向上に関して先駆的な取組を行っている民間の専門技能を有する人材の事業所への派遣等を行い、事業所職員が経営改善の手法、対外的な交渉術、生産活動における品質の確保・向上などについて助言・指導を受けることにより、工賃向上に向けた実践的な取組を支援する。

2 事業の対象となる事業所

原則として長野県内の就労継続支援B型事業所。ただし、「工賃向上計画」を作成し、意欲的かつ積極的に工賃向上に取り組む以下の事業所も対象とする。

①就労継続支援A型事業所 ②生活介護事業所 ③地域活動支援センター

3 実施内容等

(1) 内容等

- ①長野県セルフセンター協議会（以下「セルフセンター」という。）が、工賃向上アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を1名登録し、助言・指導の実施希望事業所の募集を行い、予算の範囲内で派遣等を行う。
- ②アドバイザーによる助言・指導は、単独事業所での実施もしくは複数事業所合同での実施、また、対面（訪問）形式もしくはオンライン形式のいずれかから事業所が選択して行う。
- ③アドバイザーが行う助言・指導の内容は、原則として工賃向上に資するものとし、事業所の要望に沿ったものとする。
- ④事業の実施に係るアドバイザーの謝金・交通費等はセルフセンターが負担するものとし、その他に発生する会場使用料、材料費等は事業所の負担とする。

(2) 登録アドバイザー

山口 健俊 氏 (株式会社シーンリンクス 事業開発担当)

4 事業の利用申請手続き等

(1) 利用の申請・決定

- ①アドバイザーの助言・指導の実施を希望する事業所は、「令和7年度福祉就労強化事業『民間の専門技能活用支援事業』利用申請書」（様式1-1号、1-2号）を、下表の実施希望期間に対応する提出期限までに、地域連携促進コーディネーターを経由してセルフセンター事務局に提出する。なお、複数事業所が合同で実施する場合は、申請書の提出は代表事業所が取りまとめる行う。

実施希望期間	申請書提出期限
令和7年9月16日（火）～10月15日（水）	令和7年8月29日（金）
令和7年10月16日（木）～11月14日（金）	令和7年9月30日（火）
令和7年11月17日（月）～12月16日（火）	令和7年10月31日（金）
令和7年12月17日（水）～令和8年1月16日（金）	令和7年11月28日（金）

- ②セルフセンターは、申請内容を審査し適当と認められる場合は、アドバイザーとの日程調整を行った後に実施日時を決定し、「令和7年度福祉就労強化事業『民間の専門技能活用支援事業』利用決定通知書」（様式第2号）により事業所に通知しアドバイザーの派遣等を行う。

（2）事業の実施方法等

- ①利用決定後、事業所（代表事業所）はアドバイザーと打合せを行い、事業がより効果的なものとなるよう努めるものとする。
- ②事業の利用回数は、原則として年間を通じて1事業所当たり1回とする。

5 事業の実施結果の報告等

事業所は、事業実施後30日以内に「令和7年度福祉就労強化事業『民間の専門技能活用支援事業』実施報告書」（様式3号）を、地域連携促進コーディネーターを経由してセルフセンター事務局に提出する。

6 その他留意事項等

（1）著作権の保護

本事業においてアドバイザーが提供する資料等の著作権は、アドバイザーが所属する団体に帰属するため、無断での転用は厳禁とする。ただし、アドバイザーの許可を得た場合はこの限りではない。

（2）秘密の保持

アドバイザーは、本事業の実施に当たって知り得た秘密及び個人情報を、本事業以外の用途に用いてはならない。

（3）その他

- ①セルフセンターは、本年度の予算の上限に達した時には、事業を終了とする。
- ②この要領に定めのない事項及び事業実施に当たって生じる疑義等については、その都度関係者間で協議するものとする。

※この要領は令和7年7月25日から適用する。